

2019年10月1日以降の使用日より適用

| 使用区分 | | 使用時間 | 使用料 | |
|-----------|---------------|----------|----------|------|
| 体育室（アリーナ） | 4面使用 | 1時間までごとに | 560円 | |
| | 2面使用 | 1時間までごとに | 280円 | |
| | 1面使用 | 1時間までごとに | 140円 | |
| 会議室・研修室 | 全面使用 | | 1時間までごとに | 540円 |
| | | 冷暖房施設 | 1時間までごとに | 320円 |
| | 半面使用 | | 1時間までごとに | 270円 |
| | | 冷暖房施設 | 1時間までごとに | 160円 |
| 教養文化室（和室） | | | 1時間までごとに | 230円 |
| | | 冷暖房施設 | 1時間までごとに | 140円 |
| 多目的室 | | | 1時間までごとに | 200円 |
| | | 冷暖房施設 | 1時間までごとに | 120円 |
| アーチェリー施設 | 団体貸切（大会、記録会等） | 1時間までごとに | 260円 | |
| | 個人使用 | 1人1回 | 120円 | |
| 電源コンセント | 1口 | 1日 | 200円 | |

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 障がい者の使用は、無料とする。ただし、アーチェリー施設の個人使用については、障がい者1名につき介護者1名を無料とする。
- 3 65歳以上の者又は中学生以下の者は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
- 5 大会規定を定める競技会等に使用する場合は、当該使用料の5割増とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。